Ξ

令和二年三月三日

岐阜県知事

古

田

指定の目的 飛驒市古川町数河字猪ケ森三一七六の二 (次の図に示す部分に限る。) 保安林予定森林の所在場所

土砂の流出の防備

指定施業要件

立木の伐採の方法 主伐は、択伐による。

2 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

治山課及び飛驒市役所に備え置いて縦覧に供する。 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部

公

岐

示

○令和二年度技能検定 (前期及び随時) の実施

令和二年度技能検定 (前期及び随時) を次のとおり実施しますので、職業能力開発促進 **法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第六十六条第三項の規定により公示し** 職業能力開発促進法 (昭和四十四年法律第六十四号) 第四十六条第二項の規定により

号

85

令和二年三月三日

第

実施等級等

岐阜県知事 古 田

試験によって行います。 技能検定は、 一級、二級、 三級、単一等級及び基礎級に区分し、実技試験及び学科

一 前期に実施する等級区分及び検定職種 (作業)

一級及び二級

防水工事作業)、内装仕上げ施工 (プラスチック系床仕上げ工事作業、木質系床仕 ロック建築 (コンクリートブロック工事作業)、タイル張り (タイル張り作業)、畳 業)、仕上げ (治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業)、切削 業)及びフラワー装飾(フラワー装飾作業) 業)、サッシ施工 (ビル用サッシ施工作業)、表装 (壁装作業)、塗装 (木工塗装作 上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及び化粧フィルム工事作 製作 (畳製作作業)、防水施工 (ウレタンゴム系塗膜防水工事作業及びシーリング 石材施工 (石張り作業及び石積み作業)、とび (とび作業)、左官 (左官作業)、ブ ラスチック成形 (射出成形作業)、強化プラスチック成形 (手積み積層成形作業)、 **械加工作業)、建具製作 (木製建具手加工作業)、印刷 (オフセット印刷作業)、プ** 作業)、建設機械整備 (建設機械整備作業)、家具製作 (家具手加工作業及び家具機 スト作業)、電子機器組立て (電子機器組立て作業)、産業車両整備 (産業車両整備 **工具研削 (工作機械用切削工具研削作業)、ダイカスト (コールドチャンバダイカ** イヤ放電加工作業)、金属プレス加工 (金属プレス作業)、建築板金 (内外装板金作 ンタ作業及び精密器具製作作業)、放電加工 (数値制御形彫り放電加工作業及びワ 御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、ホブ盤作業、マシニングセ 理作業)、機械加工 (普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制 金属熱処理(一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処 園芸装飾 (室内園芸装飾作業)、造園 (造園工事作業)、鋳造 (鋳鉄鋳物鋳造作業)、 建築塗装作業、金属塗装作業及び噴霧塗装作業)、写真 (肖像写真デジタル作

2 三級

削盤作業及びマシニングセンタ作業)、仕上げ (機械組立仕上げ作業)、機械検査 業)、とび (とび作業)、左官 (左官作業)、プロック建築 (コンクリートプロック 理作業)、機械加工 (普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研 金属熱処理(一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処 (機械検査作業)、電子機器組立て (電子機器組立て作業)、建築大工 (大工工事作 園芸装飾 (室内園芸装飾作業)、造園 (造園工事作業)、鋳造 (鋳鉄鋳物鋳造作業)、 (101)

**懱械検査 (機械検査作業) にあっては、学科試験のみ実施する。** 塗装(金属塗装作業)及びフラワー装飾(フラワー装飾作業)(ただし、

## 3

カー工事作業 路面標示施工(溶融ペイントハンドマーカー工事作業及び加熱ペイントマシンマー

# Ξ 随時実施する等級区分及び検定職種(作業)

1

らぶき作業)、左官 (左官作業)、築炉 (築炉作業)、タイル張り (タイル張り作業)、 作業)、パン製造 (パン製造作業)、建築大工 (大工工事作業)、かわらぶき (かわ 製作業)、紳士服製造 (紳士既製服製造作業)、帆布製品製造 (帆布製品製造作業)、 制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業及び回転電機巻線製作作業)、プリン 型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業)、機械検査 (機械検査作業)、ダイカスト タ作業)、金属プレス加工 (金属プレス作業)、鉄工 (構造物鉄工作業)、建築板金 及び工業包装(工業包装作業 仕上げ工事作業及びカーテン工事作業)、表装 (壁装作業)、塗装 (噴霧塗装作業) **工事作業)、内装仕上げ施工 (プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床** コンクリート圧送施工 (コンクリート圧送工事作業)、防水施工 (シーリング防水 配管(建築配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、 出成形作業及びインフレーション成形作業)、石材施工 (石材加工作業及び石張り **貼箱製造作業及び段ボール箱製造作業)、製本 (製本作業)、プラスチック成形 (射** 建具手加工作業)、紙器・段ボール箱製造 (印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、 布はく縫製 (ワイシャツ製造作業)、家具製作 (家具手加工作業)、建具製作 (木製 機器施工作業)、染色 (糸浸染作業及び織物・ニット浸染作業)、ニット製品製造 器組立て (電子機器組立て作業)、電気機器組立て (変圧器組立て作業、配電盤・ アルミニウム陽極酸化処理 (陽極酸化処理作業)、仕上げ (治工具仕上げ作業、 ト配線板製造 (プリント配線板製造作業)、冷凍空気調和機器施工 (冷凍空気調和 **機械加工 (普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセン** (丸編みニット製造作業及び靴下製造作業)、婦人子供服製造 (婦人子供既製服縫 (ホットチャンバダイカスト作業及びコールドチャンバダイカスト作業)、電子機 (内外装板金作業)、工場板金 (機械板金作業)、めっき (溶融亜鉛めっき作業)、 鋳造 (鋳鉄鋳物鋳造作業及び非鉄金属鋳物鋳造作業)、鍛造 (プレス型鍛造作業)、

岐

に合格した者に限り受検することができます。 する基礎一級若しくは基礎二級の技能検定及び当該検定職種に係る三級の実技試験 正前の職業能力開発促進法施行規則 (以下「旧規則」という。) 第六十一条に規定 部を改正する省令 (平成二十九年厚生労働省令第五十七号) 第一条の規定による改 能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の なお、二級の試験については、基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業

## 三級及び基礎級

2

作業)、プリント配線板製造 (プリント配線板製造作業)、冷凍空気調和機器施工 ぶき作業)、とび (とび作業)、左官 (左官作業)、築炉 (築炉作業)、タイル張り **品製造 (かまぼこ製品製造作業)、建築大工 (大工工事作業)、かわらぶき (かわら** ソーセージ・ベーコン製造 (ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、水産練り製 業)、石材施工 (石材加工作業及び石張り作業)、パン製造 (パン製造作業)、ハム・ ション成形作業及びプロー成形作業)、強化プラスチック成形 (手積み積層成形作 製本 (製本作業)、プラスチック成形 (圧縮成形作業、射出成形作業、インフレー 箱製箱作業、貼箱製造作業及び段ポール箱製造作業)、印刷 (オフセット印刷作業)、 具製作 (木製建具手加工作業)、紙器・段ボール箱製造 (印刷箱打抜き作業、 製造作業)、布はく縫製 (ワイシャツ製造作業)、家具製作 (家具手加工作業)、建 供既製服縫製作業)、紳士服製造 (紳士既製服製造作業)、帆布製品製造 (帆布製品 ト製品製造 (丸編みニット製造作業及び靴下製造作業)、婦人子供服製造 (婦人子 作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業及び回転電機巻線製作 ト作業)、電子機器組立て (電子機器組立て作業)、電気機器組立て (変圧器組立て 業)、ダイカスト (ホットチャンバダイカスト作業及びコールドチャンバダイカス 具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業)、機械検査 (機械検査作 亜鉛めっき作業)、アルミニウム陽極酸化処理 (陽極酸化処理作業)、仕上げ (治工 タ作業)、金属プレス加工 (金属プレス作業)、鉄工 (構造物鉄工作業)、建築板金 機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセン (冷凍空気調和機器施工作業)、染色 (糸浸染作業及び織物・ニット浸染作業)、ニッ (内外装板金作業)、工場板金 (機械板金作業)、めっき (電気めっき作業及び溶融 (タイル張り作業)、配管 (建築配管作業)、型枠施工 (型枠工事作業)、 **(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工 (コンクリート圧送工事作業)、** 鋳造 (鋳鉄鋳物鋳造作業及び非鉄金属鋳物鋳造作業)、鍛造 (プレス型鍛造作業)、 第

びカーテン工事作業)、熱絶縁施工 (保温保冷工事作業)、サッシ施工 (ビル用サッ I シ施工作業)、表装 (壁装作業)、塗装 (建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作 業及び噴霧塗装作業)及び工業包装(工業包装作業 (シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工 (プラスチック系床仕上げ工事作 カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及

若しくは基礎二級の技能検定に合格した者に限り受検することができます。 なお、三級の試験については、基礎級又は旧規則第六十一条に規定する基礎一級

## 四 技能検定試験手数料

1 号) で定める額とします。 実技試験 岐阜県企画経済関係手数料徴収条例 (平成二十一年岐阜県条例第十七

#### 五 実施期日

学科試験 三千百円

#### 1 前期

## 実技試験

阜県職業能力開発協会が指定する日に行います。 令和二年六月八日 (月) から同年九月十三日 (日) までの間において、別途岐

## 学科試験

令和二年七月十二日 (日) に実施する検定職種

岐

築大工、とび、左官、ブロック建築、塗装及びフラワー 装飾 園芸装飾、造園、鋳造、 機械加工、 仕上げ、 機械検査、電子機器組立て、建

令和二年八月二十三日 (日) に実施する検定職種

ア 一級、二級及び三級

## 金属熱処理

#### 1 一級及び二級

造園、金属プレス加工、 産業車両整備、プラスチック成形、とび、防水施

工、サッシ施工及び塗装

(3)令和二年八月三十日 (日) に実施する検定職種

**機械加工、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、家具製作、** 印刷、左官、畳製作及び内装仕上げ施丁

> (4) 令和二年九月二日 (水) に実施する検定職種

## 級及び二級

(5)令和二年九月六日 (日) に実施する検定職種

#### ア 一級及び二級

スチック成形、石材施工、ブロック建築、タイル張り、表装及びフラワー 装 **園芸装飾、鋳造、放電加工、建築板金、仕上げ、切削工具研削、強化プラ** 

#### 1 単一等級

路面標示施工

### 随時

2

(水) までの間において、別途岐阜県職業能力開発協会が指定する日に行います。 実技試験及び学科試験は、令和二年四月一日(水)から令和三年三月三十一日

#### 六 実施場所

実技試験及び学科試験の実施場所は、別途岐阜県職業能力開発協会から受検申請者

に通知します。 問題の公表

## 七

受検申請者宛て送付します。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は 実技試験問題は、あらかじめ岐阜県職業能力開発協会において公表するとともに、

前期試験の問題の公表は、令和二年六月一日(月)から行います。

部を公表しません。

#### 1 提出書類等

八

受検申請の手続

#### 前期

- 県が指定する技能検定受検申請書
- (2) 面又はその写し 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書

## 四に定める手数料

建具製

実技試験を在校生として受検する場合は、在校生であることを証明する書類

# 県が指定する技能検定受検申請書

(2)面又はその写し 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書

2 四に定める手数料

六八六、随時については電話〇五八 三二二 三六七八) 援センター内 岐阜県職業能力開発協会 (前期については電話〇五八 二六〇 八 〒五〇九 〇一〇九 各務原市テクノプラザー丁目一八番地 岐阜県人材開発支

3 受付期間 前期

日は除きます。

(=)

令和二年四月六日 (月) から同月十七日 (金) まで。ただし、土曜日及び日曜

4

受検申請に関する注意

原則として、技能検定試験の実施期日の三十日前まで

技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験であり、受検には原則として

定の実務経験が必要となります。

 $(\equiv)$ の資格を証する書面又はその写しを同封してください。 請書在中」と朱書してください。また、試験の免除を受けようとするときは、そ 提出書類等を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申

**なお、郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り、受け付けま** 

岐

 $(\equiv)$ 職種以外の職種についても受検申請ができます。 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者は、二に掲げる検定

実技試験の手数料及び学科試験の手数料を申請書に添えて納付してください。 **なお、郵送による手数料の納付は、受付期間内の消印があるものに限り、受け** 

必要はありません。 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する

合でも手数料は返還しません。 受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場

合格の発表等

九

(103)

1

技能検定合格者の発表

年十月二日(金)に岐阜県商工労働部労働雇用課前に掲示されます。 る検定職種に関しては同年八月二十八日 (金)、その他の検定職種に関しては同 技能検定合格者の受検番号は、令和二年七月十二日 (日)に学科試験を実施す

実技試験又は学科試験の合格通知

発協会から、令和二年七月十二日 (日)に学科試験を実施する検定職種に関して は同年八月二十八日(金)付けの書面で、その他の検定職種に関しては同年十月 |日 (金) 付けの書面で通知されます。 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、岐阜県職業能力開

技能検定合格証書等の交付

技能検定の合格者には知事名の合格証書が交付されます。 一級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、二級及び三級の

ます。 このほか、厚生労働大臣から、技能検定の合格者に対し、技能士章が交付され

2 随時

実技試験又は学科試験の合格通知 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、岐阜県職業能力開

発協会が書面で通知します。

技能検定合格証書等の交付

合格者には、知事名の合格証書が交付されます。

このほか、二級及び三級合格者には、厚生労働大臣から、技能士章が交付され

+ 試験結果の提供

1 提供する試験結果

学科試験及び実技試験(計画立案等作業試験及び判断等試験)の得点

2 提供期間

合格発表の日から一月間

3 提供する場所

個人情報総合窓口(岐阜県庁二階。電話〇五八二七二 一一一一 内線二二九

六

	第	85	号					岐	阜	県	公	報		<b>令和2年3月3日</b> (104)
令和二年三月三日発行			不破郡垂井町	四 作業地域	令和二年一月三十一日まで	令和元年七月十七日から		垂井町一作業機関		令和二年三月三日	同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。	第二項の規定により垂井町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条	○公共測量の終了	4 提供を受けるために必要な書類等
発 発 行 行 所 者									岐阜県知事	<u> </u>	[条第三項の規	公共測量を終		  電話の五八  電話の五八  でである。   でである。  でで。  でである。  ででもる。  ででも。   でも。   でも。 
岐 岐阜 市									Ż		定によ	かいてい		三 協 働 受 会 雇 検 二 () 用 者
数 田 阜 南 二									H	l	り公示す	日の通知準用する		前課 本人である。
岐阜市薮田南二丁目一番一岐											<b>3</b>	があった		りいても の ること
二 号 庁 県									單	ŧ		たので、十四条		で 電 を お 話 二 確 問 〇 七 認
編 集 岐阜市三輪ぶりんとびあ十三														
— 岐														
阜 文 芸 社														